

参議院大蔵委員会會議録第十号

平成八年四月二十六日(金曜日)
午後二時四十分開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

峰崎 直樹君

補欠選任

伊藤 基隆君

出席者は左のとおり。

委員長 片山虎之助君
理事 石川 弘君
横崎 泰昌君
牛嶋 正君
直嶋 正行君
梶原 敬義君

委員

上杉 光弘君
大河原太一郎君
金田 勝年君
清水 達雄君
須藤良太郎君
西田 吉宏君
猪熊 重二君
海野 義孝君
白浜 一良君
益田 洋介君
渡辺 孝男君
伊藤 基隆君
吉岡 吉典君
山口 哲夫君

國務大臣
大蔵大臣 久保 巨君
大蔵政務次官 山崎 正昭君

大蔵省主計局次長 伏屋 和彦君

大蔵省主税局長 薄井 信明君

大蔵省理財局長 田波 耕治君

大蔵省銀行局長 西村 吉正君

大蔵省国際金融局長 榎原 英資君

事務局側
常任委員会専門員

小林 正二君

説明員

厚生省老人保健福祉局企画課長 堤 修三君

運輸省鉄道局国有鉄道清算業務指導課長 金澤 悟君

自治省財政局財政課長 林 省吾君

参考人

日本銀行理事 山口 泰君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○平成八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(片山虎之助君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、峰崎直樹君が委員を辞任され、その補欠として伊藤基隆君が選任されました。

○委員長(片山虎之助君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

平成八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案の審査のため、本日の

委員会に参考人として日本銀行理事山口泰君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(片山虎之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(片山虎之助君) 平成八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は前回聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○須藤良太郎君 それでは、平成八年度特例公債法案につきまして、またその関連する問題につきまして若干お尋ねしたいと思ひます。

まず最初に、依然国民の最大の関心事は景気回復にあると思ひますけれども、ようやく景気も上向いている感じでありまして、緩やかな回復が続いているというふうに見えておるわけでござい

ただ一方では、不良債権、地価の低迷、低落というのですか、そういう状況、こういう多くのマインスの要因を抱えておりますし、不確実な問題も多いと思ひます。またまだ予断を許さない状況にあると思ひますけれども、国民は本格的、確実な回復を期待しておるわけでありまして、大蔵省として我が国の景気状況についてどう考えているか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(伏屋和彦君) お答えを申し上げます。

我が国の経済の現状を見ますと、設備投資とか住宅投資等に明るい動きが見られまして、こうしたことを背景に生産も緩やかながら増加しているなど、先ほど委員が言われましたように、景気は

全体として緩やかな回復の動きが続いているというぐあいに考えております。

ただし、厳しい雇用情勢など引き続き懸念すべき点も見られるわけでございまして、このような我が国の経済の状況は、一昨日開かれました全国の財務局長会議での報告でもございまして、政府といたしましては、国会に御審議をお願いしております平成八年度予算においても景気に配慮しているところでございまして、予算の一日も早い成立をお願いしたいわけでございまして、また、先ほど委員も言われましたが、金融システムの安定性を確保して景気の本格的な回復を実現するためにも、住専問題を含む不良債権問題の早期解決に引き続き取り組んでいく所存でござい

○須藤良太郎君 そこで、先般ワシントンでG7會議が行われたわけでありますけれども、大臣には大変御苦労いただいたわけでございまして、この會議は、これまで世界の為替相場、金利あるいは景気等に極めて大きい影響を与えてきたと思ひますが、報道によりますと、各国のマクロ的経済指標はおおむね明るい方向に向かっている、こういう共通認識であります。また日本の新聞では、ドル高傾向歓迎とか、あるいは景気回復に強い期待、住専処理は日本の公約等々、いろいろ出ておるわけでありますけれども、G7におきましては各国の我が国の景気状況に対してどういう見方、認識だったのか、お聞かせいただければと思ひます。

○國務大臣(久保巨君) G7の最初にIMFの専務理事から全体の経済状況に関する報告がございました。特に、日本の景気が予想以上に回復に向かっていることを彼は強調いたしました。そして、九六年二・七、九七年三・一の成長が見込まれる状況であるという説明をいたしました。この

○須藤良太郎君　それでは次に、財政再建について若干触れたいと思いますけれども、私、痛感といたしますか心配しておりますのは、今、財政悪化に対する国民の意識というのは余りないのではないかと、財政赤字、膨大な公債残高を抱えて財政は

大變だ、こう言っても何が財政危機なのか国民には余りよくわからない、国民の危機感には正直なところ余りないのではないか、こういうふう思うわけでありまして、例えば国債発行残高が二百四十一兆円だ、一人当たりすると百九十何万、二百万近い、こういうことを言っても余り実害を感じていないのが実態ではないか、こういうふう思うわけでございます。

これからの財政改革・再建の本当の主役である国民に對しまして、この膨大な公債残高がもたらす影響につきまして十分明らかにしていく必要があるんじゃないか、そういうふう思っておりますわけでありまして、まず財政当局として、現在の財政状況に對する国民の意識がどんなようなものであるかということをお聞きしたいと思います。

○國務大臣(久保亘君) やはり今まで私たちの間には国家は破産しないというふうな考えが何となく存在したと思っておりますが、実際にはもう今の我が国のこの財政赤字の状況は、例えば欧州連合の場合ですと、通貨統合の加盟資格がない、それほどの借金を抱えるに至ったということでありまして、そして、この巨大な財政赤字を清算して財政再建を図ろうとするためには、一方では高齢社会の進展に伴って財政需要は多くなってくるわけでありまして、財政再建に当たって、本当に今まで経験したことのない厳しい状況に立ち至っていることについて、国民の皆さんにもぜひ御理解をいただけるように私どもとしては努力をしなければならぬ状況にあると考えております。

○須藤良太郎君 国債発行の現状につきましてお聞きしたわけでありまして、省略させていただきます。

膨大な国債発行をやっておるわけでありましてけれども、現在、国債の償還にはそう支障がないというふうに見られるわけでございます。これは民間の貯蓄が相当たまっている、いわゆる貯蓄超過の状況でありまして、国内の一つのどんぶりの中で金が動いている、こういうことで問題が表に出ていないのではないかと、顕在化しないのではないかと、こういうふう考えるわけでありまして、まずこれからは高齢化が進む中で貯蓄率はだんだん低下する、そうしますと国債の消化に支障が生じて、それはやはり金利の方にはね返ってくる事態も十分予想されるんじゃないか、こういうふう思うわけでありまして、この点はどう見ておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(田波耕治君) 長期金利の問題でございますけれども、長期金利自体はその時々々の金融情勢等、他の要因によって大きく左右されるという要因が多いと思っておりますので、国債の発行だけを取り上げて長期金利に對する影響を一概に論ずることは困難であると思えます。

委員御指摘のように、我が国の場合はこれまで投資を上回る大幅な民間部門の貯蓄があるということ、大量の国債が市場ではば支援なく消化されてきたわけでございますけれども、このような国債の大量発行を続けるとするならば、その時々々の金融情勢等によって、いろいろな他の要素はあるということはあるものの、大量な国債の発行というものは市場に對してそれ相応の影響を持つてくる可能性があるというふうな考えておるところでございます。

○須藤良太郎君 いずれにいたしましても、これから財政改革なり再建の施策を行うわけでありまして、繰返しになりますけれども、そのためには、まず今日の財政悪化による影響がこれから国民にどういう形であらわれ、国民生活あるいは経済にどう悪影響を及ぼしていくのか、わかりやすく説明していく必要があると思えます。

財政の硬直化とかインフレの招来とか、こういうことを言ってもやはり住居の金融システムの健全化みたいなことにとられるわけでございますし、ぜひ抽象的でなくて極力具体的、わかりやすい説明で実情を訴える必要があると思えます。この

点ぜひひとつわかりやすく説明していただきたいと思えます。

○政府委員(伏屋和彦君) 財政悪化がどのように国民への影響があるかということでございますが、まず我が国の財政の中身の問題といたしまして、既に利払い費がいわゆる政策的な経費を圧迫しているわけでございます、その意味では、まず歳出の段階でも国民生活に支障が及ぶほどまでに悪化しているというところでございます。

いま一つ、先ほどから委員が御指摘でございますが、現在のところは投資を上回る大幅な民間部門の貯蓄等の存在によりまして、先ほどの理財局長の答弁にもありましたが、大量の公債が市場で支障なく消化されてきたこともございまして、これまで我が国の国民の皆様は欧米諸国が直面しているような財政赤字の支障、弊害というような問題がまだ実感としてわいてこられていないのかもしれないと。

しかしながら、財政赤字が金利の上昇、これに伴いまして民間投資を抑制という圧迫いたしました、あるいはインフレとか為替レートへの悪影響をもたらしまして、結局は国民の生活水準を低下させ、さらには世代間の不公平を招くものであることは各国共通の認識であり、IMFの経済見通し等でも分析されているところでございます。

したがって、活力ある二十一世紀の経済社会のために、財政赤字の弊害が顕在化する前に健全な財政体質を回復していくことが極めて重要であり、財政改革が必要であるということだと思えます。

○須藤良太郎君 ぜひわかりやすく説明していただきたいと思えます。

財政再建の方策を考えるに当たりまして、例の財政再建等が既に欧米諸国の財政健全化への取り組みをいろいろと参考にされているようでございます。細かい面は別にいたしまして、先ほど大臣のお話にもありますように、先進諸国、各国相当真剣にこの財政再建策に取り組んでおられるわけでございますけれども、そういう外国の財政健全化への

取り組みで日本の財政に相当参考になるようなものがあるのかどうか、日本の大蔵省から見ての考えをお聞かせいただければと思えます。

○政府委員(伏屋和彦君) 欧米諸国では、長期の経済の成長見通しを上向きさせるためにはやはり大幅な財政赤字の削減が不可欠であるという共通の認識のもとに、それぞれの国が財政赤字の削減を現下の最優先課題としてさまざまな努力をし、取り組んでいるところでございます。

アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、それぞれ社会経済のシステムが異なりますので、諸外国の制度や改革をそのまま我が国に当てはめるわけにはまいらないわけでございますが、各国ともいわゆる形式的な財政運営の目標を定めるだけではなくて、あわせて実質的な歳出カットをいかに行うかということについての議論を幅広く行いまして、その成果を集約しまして、医療保険など個別の歳出の削減策とか歳入増加策を実施していることは事実でございます、大いに参考にすべきものと考えております。

今後とも主要先進国におきます具体的な取り組み状況とか手法等も参考にしながら、さらに検討を行ってまいりたいと考えている次第でございます。

○須藤良太郎君 今、財政審は相当頻りに審議を行っておりますけれども、その審議状況も加味しながら、今の時点での今後の財政再建の目標、具体策について財政当局の考え方を聞かせたいと思えます。

○政府委員(伏屋和彦君) 今後財政改革をどのように進めていくかについて、大蔵省といたしましては、先般国会に提出させていただきました「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」についてお示しいたしましたように、今後、歳出全般につきまして制度の根本にさかのぼって洗い直しを行うことが重要な課題であると考えているわけでございます。

その検討に当たりましては、一つは公的部門の関与すべき範囲をどう考えるのか、財政改革とい

うことは結局は財政サービスの見直しそのものであるわけでございます。二つ目には財政支出の削減と配分の見直しということでございまして、財政の赤字削減に向けて財政支出を削減していく中でいかにして限られた資源で効率的、効果的な財政運営に努めていくかという点でございます。

三番目は、先ほどからも出ておりますが、財政赤字の経済とか国民生活に与える影響、財政赤字が累積いたしますと経済にどのような影響を与えるだろうか。また、景気調整のための財政出動のコストとベネフィットについてどう考えるかというあたりが切り口として今後の検討に当たって重要であると考えております。

○須藤良太郎君 最後になりますけれども、財政再建は結局そういうい名案はないと思うわけでありまして、いろいろ応用動作なり何かはあるかもしれないけれども、結局は増税なり歳出カットで痛みを伴わなければならない、こういうふうな思いうわけでございます。しかも、これからは金融、経済の再生問題、景気回復を図りながらこれを進めるわけでありまして、大変難しい問題にぶつかっておりますけれども、いわゆる国民の負担を伴うだけに、ぜひこれは国会の議論を通して国民の理解を得ることが極めて重要で、こういうふうな考えるわけでございます。我々も全力を尽くさなければいかぬと思っておりますけれども、最後に大臣の決意といいますか、お考えをお聞きして終わりたいと思っております。

○国務大臣(久保亘君) 今、政府委員の方からも御説明を申し上げましたけれども、我が国の財政の状況は容易な事象であることは共通の認識となっております。

したがって、財政当局としても、財政再建のために具体的に目標を定め、そして歳入・歳出両面にわたって大胆な見直しを図っていかなければならないと思っております。財政審でも御議論をお願いいたしておりますが、今日のような財政の状況の中で根本的な再建の道を見出してまいりますためには、国会における御議論が、歳出の見直し、財政支出の全体的な見直し等も含めて進めていただくことが何よりも重要なときに来ているのではないかと思っております。

財政改革の問題は、特に当委員会などを中心にされまして、国会でもぜひ再建の方針となるべき御議論を賜りますようお願いを申し上げます。また大蔵省といたしまして、皆様方の御審議を踏まえて、今日の危機的な状況を克服するために力を尽くしてまいりたいと考えております。

○須藤良太郎君 どうもありがとうございます。牛嶋正君 平成会の牛嶋でございます。きょうは、特例公債の発行の根拠をもう一度振り返りながら、ちょっと基本的な問題を考えてまいりたいと思っております。

単年度主義に基づいて予算編成が行われている限り、私は、財政法第四条の本文にあるように、「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない」という均衡予算主義と申しますか、あるいは歳出は経常的な収入で賄うという原則に立つのは当然のことではないかというふうに思います。

と申しますのは、国の歳出によってもたらされる、さまざまな公共財の供給を通じてもたらされる便益、これを享受する現世代がそのまま税負担を負うことで受益と負担の一致がもたらされるからであります。しかし、国が供給します公共財がもたらす便益というのはすべてその年度内で完結するわけではございません。とりわけ歳出が社会資本の形成に向かうときには、その耐用年数にわたって便益がもたらされることになり、単年度ではおさまらないわけでありまして、

このように、歳出の持つ多年度にわたる影響を考えると、歳出は経常的な収入で賄うという原則を貫くことと、むしろかえって世代間の受益と負担の不一致というのが生まれてくるわけでありまして、この不一致を調整しようとする、借り入れによりまして財源調達を行う、すなわち公共事業費に充てる財源を借り入れで調達する。

その社会資本の耐用年数にわたりましたもたらされる便益に応じて借り入れを返済していくという方法をとる。いわゆる利用時払い原則でございますが、それに沿うことによって年度間の受益と負担の一致というのは可能になるというふうに考えるわけでありまして、

この意味では私は、建設公債、四条公債の発行というのは、財政法第四条のただし書きで示されていますけれども、今私が申しましたように単年度主義に欠けております年度間の調整機能を補強するものでありますから、むしろ本文で扱っていいというふうに思っております。言うならば建設公債の発行の根拠というのは十分にあるわけでありまして、この点について大蔵省はどのようにお考えになるか、まずお聞きしたいと思っております。

○政府委員(伏屋和彦君) お答え申し上げます。今委員が言われましたように、財政法はまず第四條第一項の本文で「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない」と定めて、いわゆる非準債主義の考え方を原則としているわけでございます。その例外として、公共事業費等の財源につきましては建設公債の発行を財政法上認めているという書き方でございます。

このように財政法が建設公債の発行を例外的に認めておりますのは、先ほど委員も言われましたが、公共事業費等が消費的な支出ではなくて国の資産を形成する公共財というものでございまして、通常、その資産からの受益も先ほど御指摘がありましたように長期にわたるものでございまして、これらの経費につきましては公債発行という形でその財源を賄い、その元利償還を通じて後世代にも相応の負担を求めることを許しているものと、そういう考え方が基本的にあるというぐあいに理解しております。

しかしながら、建設公債といえども、これは別の側面でございますが、やはり多額の元利償還負担を伴うものであることから、現在は極めて厳しい財政事情のもとでやむを得ざる措置として建設公債のほぼ満額発行を行わざるを得ない状況にあるものの、やはり建設公債対象経費の財源につきましても財政の事情が許す範囲内においてできる限り税財源を充当すべきであり、公債の発行を極力抑制していくことも大事なことであり、というぐあいに考えております。

○牛嶋正君 今、私、建設公債に關しましてはその発行の根拠を説明いたしました。大蔵省のお答えの中にやっぱりこれは借り入れだからというお話がありますけれども、やっぱり単年度主義と非常に絡んでいるわけで、むしろこれは単年度主義ではなくて、会計処理でバランスシートを入れてくるということになりますと、建設公債の発行というのはかなりしっかりした財源調達方法だというふうには私は思いますが、しかしこれは会計方式とも関連してまいりますので、きょうはこの議論はもうおいておくことにいたします。

これに對しまして、借金だけが将来世代に残る赤字公債は、先ほど申しました利用時払い原則に基づくものではございません。したがって、財政運営の大原則の一つであります受益と負担の一致、これを崩してしまうわけでありまして、そのため、財政法は第四條におきましても赤字公債については何ら取り扱ってはいないわけです。言うならば、赤字公債の発行根拠はないということではないかというふうに思います。

振り返ってみますと、昭和四十年年度補正予算で戦後初めて赤字国債が発行されました。それから昭和五十年年度の補正予算、それから平成二年度の湾岸(平和財源)法におきましても年度途中で赤字国債が発行された。それから昨年の七年度の補正予算でも赤字公債が発行されております。これらは、いわば年度途中で歳入が不足するとか、あるいは突発的な出来事があったり歳入が著しく不足するため、それを埋め合わせるということで発行されてきたわけです。いわば後始末でございますね。これが私は赤字公債の場合の許される発行の根拠かなというふうに思います。しかしそれでも、先ほどから説明しておりますように、赤字公

公債のほぼ満額発行を行わざるを得ない状況にあるものの、やはり建設公債対象経費の財源につきましても財政の事情が許す範囲内においてできる限り税財源を充当すべきであり、公債の発行を極力抑制していくことも大事なことであり、というぐあいに考えております。

○牛嶋正君 今、私、建設公債に關しましてはその発行の根拠を説明いたしました。大蔵省のお答えの中にやっぱりこれは借り入れだからというお話がありますけれども、やっぱり単年度主義と非常に絡んでいるわけで、むしろこれは単年度主義ではなくて、会計処理でバランスシートを入れてくるということになりますと、建設公債の発行というのはかなりしっかりした財源調達方法だというふうには私は思いますが、しかしこれは会計方式とも関連してまいりますので、きょうはこの議論はもうおいておくことにいたします。

これに對しまして、借金だけが将来世代に残る赤字公債は、先ほど申しました利用時払い原則に基づくものではございません。したがって、財政運営の大原則の一つであります受益と負担の一致、これを崩してしまうわけでありまして、そのため、財政法は第四條におきましても赤字公債については何ら取り扱ってはいないわけです。言うならば、赤字公債の発行根拠はないということではないかというふうに思います。

振り返ってみますと、昭和四十年年度補正予算で戦後初めて赤字国債が発行されました。それから昭和五十年年度の補正予算、それから平成二年度の湾岸(平和財源)法におきましても年度途中で赤字国債が発行された。それから昨年の七年度の補正予算でも赤字公債が発行されております。これらは、いわば年度途中で歳入が不足するとか、あるいは突発的な出来事があったり歳入が著しく不足するため、それを埋め合わせるということで発行されてきたわけです。いわば後始末でございますね。これが私は赤字公債の場合の許される発行の根拠かなというふうに思います。しかしそれでも、先ほどから説明しておりますように、赤字公

公債のほぼ満額発行を行わざるを得ない状況にあるものの、やはり建設公債対象経費の財源につきましても財政の事情が許す範囲内においてできる限り税財源を充当すべきであり、公債の発行を極力抑制していくことも大事なことであり、というぐあいに考えております。

○牛嶋正君 今、私、建設公債に關しましてはその発行の根拠を説明いたしました。大蔵省のお答えの中にやっぱりこれは借り入れだからというお話がありますけれども、やっぱり単年度主義と非常に絡んでいるわけで、むしろこれは単年度主義ではなくて、会計処理でバランスシートを入れてくるということになりますと、建設公債の発行というのはかなりしっかりした財源調達方法だというふうには私は思いますが、しかしこれは会計方式とも関連してまいりますので、きょうはこの議論はもうおいておくことにいたします。

これに對しまして、借金だけが将来世代に残る赤字公債は、先ほど申しました利用時払い原則に基づくものではございません。したがって、財政運営の大原則の一つであります受益と負担の一致、これを崩してしまうわけでありまして、そのため、財政法は第四條におきましても赤字公債については何ら取り扱ってはいないわけです。言うならば、赤字公債の発行根拠はないということではないかというふうに思います。

債の発行の根拠は私は与えられていないのではな
いかというふうに思うわけです。

そうだとしますと、八年度の予算におきまし
て、当初予算段階で財政運営に必要な財源の確保
を図るための赤字公債の発行については、全く根
拠は私にはないのではないかと。それでもやはり歳
入・歳入のギャップを埋めるために発行せざるを
得ないわけですけれども、大蔵省としては赤字公
債を発行されるに当たりましてどんなふうな根拠
といひますか、理由づけ、そういったものをお持ち
なんでしょうか。

○政府委員(伏屋和彦君) お答えいたします。

最近の時点の話をいたしますと、先ほど委員も
言われましたが、平成二年度当初予算におきまし
て昭和五十年年度以降の特例公債依存から脱却した
後は、平成二年度にはいわゆる臨時特別公債を
し、また平成六年度以降は、経済状況に配慮いた
しましたいわゆる所得税等の先行減税を行うため
の財源手当てとして減税特例公債を発行してきたわ
けでございますが、これらは、先ほど委員も言わ
れましたが、償還のための財源が確保されていた
ことからいわゆるつなぎ公債と位置づけることが
できるものであったと考えております。

いま一つは、平成六年度の第二次補正予算以後
の三回の補正予算におきまして特例公債を発行し
てまいりましたわけですが、議会の御承認を
得て発行してきたわけでございますが、これら
は、阪神・淡路大震災による被害への対応とか、
景気対策といった臨時緊急に必要とされる財政措
置、そういうものに対応するための発行であるとい
うぐあいに理解していただいております。

そこで、先ほど委員も言われましたように、特
例公債本来の考え方は、やはり建設公債とは異な
る、いわゆる見合いの資産を残さないわけではな
いまして、利払い費等の負担だけを次の世代に残
すものであることから、そういう問題があるとい
う意味で、先ほど委員も言われましたように財政
法上はその発行が認められていないわけではな
い。別途法律により発行の根拠を得なければな

らないわけでございます。

したがって、その特例公債の発行をできる限り
回避に努めるべきでございますが、八年度予算に
おきましては、税収が引き続き厳しい見込みとな
りまして徹底した歳入の洗い直しに取り組んだわ
けでございますが、先ほど御指摘がありましたよ
うに、七年ぶりに当初予算段階から特例公債を発
行せざるを得ない事態に立ち至って、この今御審
議いただいている法律案を提出したところである
わけでございます。

仮にこの特例公債を発行しないといひますと、
その分、その他の事項に係ります歳入の大幅
な削減とか大幅な増収策を講じざるを得ないわけ
で、現在の経済状況のもとでは国民生活とか国民
経済に悪影響を与えることになってしまふことを
考えますと、やはり適切な財政運営を行っていく
ために今般の特例公債の発行はやむを得ないもの
と考へて法律案をお願いしているところでござい
ます。御理解いただきたいと思います。

○牛嶋正君 今、適切なとおっしゃいました。こ
れが問題になるわけですね。

財政制度審議会も平成七年十一月十八日に平成
八年度予算の編成に関する建議を行っております
。この中からちょっと引用させていただきます
んですが、「今般、当初予算段階から特例公債を
発行せざるを得ない事態となることについては、
埋めようもない歳入と歳出のギャップの存在を勘
案すればやむを得ないことは言え、誠に遺憾で
ある。」という表現をしております。

私、この文章を読みながら次の二点をお聞きし
たいのでありますけれども、この文章の中で、
「埋めようもない歳入と歳出のギャップの存在」、
これを容易に認めたといひますと、これは赤字公債
発行の歯止めはもう全くななくなってしまうん
じゃないか、こういうふうには私は思います。言
いかえしますと、こうなりますと財政運営の基本方向
というのはもう見失われてしまふんじゃないか
というふうに思うんです。
そこでお聞きしたいんですけれども、この「埋

めようもない歳入と歳出のギャップの存在」、こ
れはどういうふうに大蔵省はとらえておられるの
か、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(伏屋和彦君) 今言われましたように
財政審議会の建議で、埋めようのない歳入・歳出の
ギャップを考えればやむを得ないという表現があ
るわけでございます。

平成八年度予算におきましては、まず歳出の面
でございまして、景気とか国民生活の質の向上に
十分配慮しつつも、歳入削減などに一層強力に取
り組んだところでございます。

具体的には、まず一般歳出につきまして従来に
も増して洗い直しを行っております。特に経常
部門の経費でございまして、厳しく抑制いたしま
して、一・五％ということと昭和六十三年度以降で
は最も低い伸びとなったところでございまして。ま
た、その他の歳出につきましてもさらに精査を行
い、抑制に努めておるところでございます。

他方、このように歳出の抑制を図ったところで
はございまして、歳入の面でございまして。税収が
七年度当初予算で見込んでおりました水準を二兆
円以上も下回る見込みとなる一方で、先ほどから
出ておりますいわゆる特例的な歳入削減措置等が
いろいろの意味で限界に突き当たっております。そ
れらの理由によりまして、結局、特例公債を含め
まして二十一兆円にも上る公債発行に依存せざる
を得なかつた。それがギャップということであ
るわけで、いずれにいたしましても、この八年度
予算を地ならしといたしまして財政改革を強力に
進めていかなければならないと考えております。

○牛嶋正君 次の質問はちょっと本筋から離れる
んですが、この建議が出されましたのは平
成七年十二月十八日ですね。そうしますと、もう
この時期には大蔵省原案はできているんじゃない
かと思うんですね。そうだとしますと、この建議
というのはただ形式的なものなのかという感じが
を受けるんですね。この建議とそれから予
算編成との関連についてちょっと御説明いただ
きたいと思ひます。

○政府委員(伏屋和彦君) 私から昨年の予算編成
の時間的な経緯を話させていただきますと、八月
三十一日に各省から概算要求を受けました後、私
どもの方で各省と調整を始めたわけではございま
す。その後、九月末税収が判明いたしました段階
で、昨年の十一月でございまして、税収状況等を
考えますと公債を発行せざるを得ないのではな
いかというふうな財政事情に至ったということで
ございまして。それは大臣もその点を引用して答
弁していただいているところでございまして。

そういう状況の中で、歳入のさらなる削減調整
と経見通し、税収見通しを踏まえましてその都
度その都度、財政制度審議会では御審議いただ
いて、そして結局昨年末の十二月十八日の建議に
至ったわけでございますので、いろいろな経済の
状況、税収の状況、歳入の状況はその都度、財政
制度審議会での御議論がそれを踏まえていただ
いているというぐあいに理解しております。

○牛嶋正君 それと関連いたしまして、建議の中
からもう一カ所ちょっと引用させていただきます
と思ひます。「今般、特例公債発行のやむなきに
至ったからといって、それを回避すべきであると
の当審議会としてのこれまでの提言は、いささか
も変わるべきものではなく、特例公債を発行せ
ざるを得ない状況であればこそ、財政構造の改革に
一層強力かつ早急に取り組むことが必要である。」
と、こう述べているんですね。私はもう精いっぱい
の警告だと思ひます。私はもう精いっぱい
で、私、二つ意味が酌み取れるような気がいた
します。

一つは、一たんこういうふうな赤字公債が発行
されてしまふとなかなかこれを抑えることはでき
ない。恐らく九年度もそれから十年度の予算も公
債の発行は避けられないだろうというふうなこと
を一つには意味されているような、だからこ
そ抜本的な思い切った対策を立てるべきである、
こういうふうな提言をされているんだと思ひま
す。
この文章を読みながら、私は五十年代の財政再

○説明員(金澤悟君) 国鉄清算事業団が一般会計から無利子で貸し付けを受けております借入金のうちに、今委員御指摘の特定無利子貸付金というもののが五兆五百九十九億圓ございます。これにつきましては、ちょっと長くなりますが、日本国鉄鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律という法律に基づきまして、当初平成四

年度とされておりました償還期限、償還の据え置き期限を五年間延長していただきまして、平成九年度、すなわち来年度から償還が開始されることとなっております。

この貸付金について今後どのように取り扱うかという点でございますが、先ほど御説明申し上げました土地あるいはJR株式、こういった資産処分がどのように進むかという点を踏まえながら、今後財政当局とも御相談して検討していきたいというふうに考えております。

○渡辺孝男君 また問題になりますのが、長期債務の金利負担が年間一兆円にも上ると言われております。その点に関して運輸省の見解がお聞きできればと思います。

○説明員(金澤信君) 御質問の金利支払いの件でございますが、現在、平成七年度の決算を締めているところでございまして、確定値で申し上げるわけにはまいりませんが、昨年度、平成七年度においておおよそ九千五百億円程度の金利支払いになっておるものと見込まれております。

○渡辺孝男君 またもう一つ、清算事業団が保有する土地の処分期限が平成九年度末になっておりますけれども、このことと、先ほどの一兆円規模の金利負担ということを考えますと、一刻も早く債務処理をしなければならぬということになると思うんですけれども、平成九年度末が一つの目安になるのかと考えるんですけれども、そういう期限に關しまして何か御見解がありますでしょうか。

○説明員(金澤信君) 国鉄清算事業団の長期債務の処理につきましては、既に昭和六十三年の閣議決定におきまして、「土地処分収入等の自主財源を充ててもなお残る事業団の債務等については最終的には国において処理する」ということとなっております。その本格的な処理のために必要となる新たな財源並びに措置というものにつきましましては、土地の処分等の見通しがおおよそつくと考えられる段階において、これを歳入・歳出の全般的見直しとあわせて検討、決定するというふうにな

っております。

運輸省といたしましては、事業団の債務の処理という問題は国鉄改革の総仕上げという意味を持っておりまして、そういった観点から非常に大きな大切な問題だというふうに認識しておりますので、先ほど御説明申し上げました主な償還財源である土地あるいはJR株式、こういったものをできるだけ早期売却することに今現在全力を挙げておるところでございまして、そういう段階であるということをご理解いただきたいと思います。

○渡辺孝男君 一つ一般会計で処理しなきゃならないかというのはまだ決まっていなくていいことだと思ふんですけれども、一応二十兆とも目されているわけですから、いづれ一般会計で処理しなければならぬのが十五兆ぐらいかなというように予想もつくわけです。それらに対して、大蔵省としてはそういう財源をどのように今後処理しようと考えていらっしゃるのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

○政府委員(伏屋和彦君) お答え申し上げます。今、運輸省の方からも答弁いただきましたのですが、一つは、近年の土地、株式市場をめぐります厳しい事情から、国鉄清算事業団の長期債務等が八年度首におきまして二十七兆六千億円という見込みになっておるわけでございまして、この長期債務をどうするかということでございますが、先ほど説明ありましたのですが、昭和六十三年の閣議決定におきまして、残る債務につきましては最終的には国において処理するものとされておるわけでございまして。

そこで、一つは、まず国鉄の長期債務等の順調な償還と、それによりまして最終的な国民負担の軽減が重要な課題であるということとを論をまたないところでございまして、清算事業団に未処分の土地、株式がまだ残っておるわけでございまして、今後ともこれらの資産のできる限り早期かつ効果的な処分を進めて、長期債務等をできる限り減少させるということがまず第一に重要であると考え

ております。

その次に来る話でございますが、委員御指摘の話でございますが、そういう閣議決定において、ではどういう処理策があるかということで、これは現時点において具体的な債務の処理方策の案を提示できる状況にはございません。先ほど運輸省からも答弁がございましたが、額もそれはまだ見込みない状況で、まだ軽減に鋭意努力をされているという段階でございます。

いづれにいたしましても、処理を行わなければならぬ額が相当程度に及ぶということは見込まれるわけでございまして、国の全体の歳入・歳出の状況も踏まえまして、国民負担としていかなる形があり得るのか、幅広い検討が必要であるというぐあいに考えております。

○渡辺孝男君 いずれにしても本当に高額な、もし特別公債で賄うというようなことになればもう二百五十兆にも及ぶ国債高になってしまふわけで、大変な問題になると思うんですけれども、これはいずれきちんと論議されることと思ひますので、次の質問に入らせていただきます。

次に、先ほどもありましたけれども、四月二十一日にワシントンで開かれましたG7で話題になった日本の超低金利政策に関連しまして、日銀並びに大蔵省にお尋ねしたいと思ひます。

新聞報道では、このG7の会議におきまして、日本は長い不況のトンネルを抜け、ようやく景気回復基調に乗りつつあるが、力強さに欠けるため、内需主導での景気回復を万全にしてほしいというような要望があったと伝えられておりますけれども、その中で、日本はたび重なる経済対策などで財政赤字は先進国中で最も悪いという状況でありまして、財政出動の余地も限られているため、具体的には超低金利政策の継続を求められたというような報道もありました。

そこで、内需拡大のための超低金利政策の継続に關しまして日銀のお考えをお聞かせいただければと思ふんです。本日新聞の報道では低目金利解除検討というようなニュースもありましたけれども、その点に關しまして、きょうおいでになつています日銀の山口理事にあわせてお伺いできればと思います。

○参考人(山口泰君) 初めに、G7と一連の国際会議の模様につきましてでございますけれども、実際に会議に出席しまして帰国してまいりました総裁の話では、我が国からは日本の景気回復の状況あるいは今後の政策運営の考え方などにつきまして詳しく会議の場で説明し、各国からは十分な理解が得られたように思うというふうに聞いております。その際に、我が国の金融政策の運営につきましてよその国から何か具体的な注文が出たというようなことは格別なかったというふうにも聞いております。

そこで、現在の日本銀行の景気判断について改めて申し上げますと、景気は緩やかに回復しているというふうな判断しております。ただ同時に、これがこれから先自律的な景気の回復ということにうまくつながっていくためには、現在のいろいろな経済の動きにさらにもう一段の力強さなり広がりなりが出てくる必要があるのではないかというふうな思っております。

したがって、先生お尋ねの当面の政策運営に当たりまして、景気回復の基盤を万全なものにしたいということを基本に考えておまして、今後の経済情勢の推移を注意深く見守っておりますのでございまして。そういう状況でございますので、現在何か格別の政策の変更について検討しているとかということもございません。

○渡辺孝男君 超低金利というものが高齢者にとつて非常にマイナスの影響を与えているというふうな意見もありまして、そのために連立与党の方では、昨年末から本年当初にかけまして、年金受給者の金利を上乗せするような、そういう新定期預金などの金融商品開発を金融機関に要望しているというような報道もあつて、銀行ではそういうものを用意したというような報道もあるようですけれども、現状ではそういう新定期預金的なものを商品化している銀行はかなり多いものでし

うか。その現状はいかなるものでしょうか。

○政府委員(西村吉正君) 本年一月八日に与党三党が政策合意を発表いたしました。その後、年金受取口座を有します方を対象にいたしまして預金金利の上乗せを行っている金融機関が相当数出てまいりました。今、全国の銀行の数が百四十九。これはことしの四月一日から三菱銀行と東京銀行が合併いたしましたので百五十から百四十九になりましたが、その百四十九のうち九割程度、百三十七行がこのような商品を取り扱うに至っております。

多くのケースは金利を一％程度上乗せするというようなものでございますけれども、そのほか、中小金融機関におきましては、マル優枠を超える預金に源泉徴収相当分の金利を上乗せする、すなわち実質的に老人マル優枠を拡大するというような形の商品などを売り出していると、こういうケースもございます。

○渡辺孝男君 このような年金以外に収入のないような高齢世帯にとって、低金利下での利子の減収や、それから現在検討されております公的介護保険の保険料の徴収とか、それからまた消費税のアップということで、高齢者にとっては大きな不安があるわけでございます。

そこで、厚生省の方にお伺いしたいんですけれども、現在、公的介護保険の導入が検討されておりますが、その保険料を負担する対象として、六十五歳以上の高齢者のみとする案、それから四十歳以上とする案、さらに若年層までその枠を広げて二十歳以上とする案などの種々の案が検討されておりますが、まだ結論は出ておりません。

保険料の負担を六十五歳以上とした場合、それから四十歳以上とした場合、それから二十歳以上とした場合の高齢者一人当たりの負担見込み額は月額どれほどになるのか。一〇〇％自己負担とした場合の数値で結構ですので、西暦二〇〇〇年、それからさらに高齢化が進みました二〇一〇年の時点での推定値をお教えいただければと思います。

○説明員(堤修三君) 高齢者介護保険制度につきまして現在まだ検討を続けている最中でございまして、具体的な制度の中身が固まっておりますので、非常にラフな試算ということでございしますが、二〇〇〇年度、平成十二年度において、施設サービスが必要とする方はすべて一〇〇％の方々、それから在宅で介護を必要とする方のうち、実際に介護保険制度の在宅サービスを受ける方が約半分というふうな想定をいたしまして、かつサービス単価が年率三％で伸びるという前提でございます。

そういったしますと、利用者負担や公費負担を含めました総費用が平成十二年度で四・八兆というふうに見込んでおります。このうち公費負担をどの程度入れるかという議論があるわけでございますが、仮に五〇％というふうな試算をいたしますと、四・八兆の半分、二・四兆を保険料等で負担すると、こういうことになるわけでございます。

この二・四兆を二十歳以上の人口で単純に機械的に割りますと、一人当たりの負担月額は約二千円でございます。同じように四十歳以上の人口で割りますと一人当たりの負担月額が約三千円、六十五歳以上の人口で割りますと同じように約九千円ということになります。

それから、もう一つ先の遠い将来でございますが、二〇一〇年度、平成二十二年で同じような試算をしてみます。その場合に、施設サービスを必要とする方は先ほど同じように一〇〇％、在宅で介護を必要とする方のうち実際に介護保険制度の在宅サービスを受ける方、これは約八〇％というふうな前提を置きますと、平成二十二年で総費用が十・五兆でございます。この半分以上を公費で、残りを保険料で持つということになりますと、五・二兆というものが保険料等で持つわけでございます。

これを二十歳以上の人口で単純に割りますと月額約四千三百円、それから四十歳以上ということでありまして約六千円、六十五歳以上ということ

でございますと一万六千円、こういうふうなことになると思います。ただ、今申し上げました額はあくまでも単純に一人当たりの額を割っております。

それから、利用者の方が窓口で払う額をどうするか、あるいは公費負担の割合というのにも仮に二分の一というふうにしております。それから保険料の設定方式、所得比例で取る、あるいは定額的に取る、いろんな取り方もございます。そういうことによつて異なっておりますので、あくまでも機械的な試算ということで御了解をいただきたいと思ひます。

○渡辺孝男君 二〇一〇年の段階で、公費五〇％としても、六十五歳以上の人に限って保険料を徴収することになれば月額一万六千円になるということで大変な負担かと思ひますけれども、公費五〇％を導入する場合を考えますと、二〇〇〇年の時点で二・二兆円ぐらい、あるいは二〇一〇年で大体五兆円程度の公費の負担が必要になるといふような試算があるわけですか。

それでは大蔵省の方にお伺いしたいんですけれども、公的介護保険の公費の方の負担にしましてどういう財源で賄うのか、もし消費税に多少ともその財源を求めるのであれば、これから予定されている五％の消費税で十分間に合うようなパーセントなのかどうか、その辺についてもお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(伏屋和彦君) お答え申し上げます。

先ほど厚生省の方から御答弁していただきましたのですが、現在、老人保健福祉審議会においてまさに検討中でございます。四月二十二日に高齢者介護保険についての報告が出されたわけでございますが、この報告は、一つは、新たな高齢者介護制度のもとで提供される介護サービスのあり方等につきましまして、これは一月の報告からさらに具体化された案でございます。

もう一つの高齢者介護保険制度につきまして、これはいろんな御意見がございまして、分かれていられるものも含めましてそれぞれの問題点ごとに審議会で行われた議論の背景とか理由の整理が行わ

れておるわけで、その意味で介護保険制度の具体的な論点についてさまざまな考え方が列記されているわけでございます。まさにそういう検討中ということでございまして、この介護保険制度の全体の姿が明らかになっていくわけではございません。先ほど厚生省の方から機械的な試算ということで、これは一つの試算でございます。

したがいまして、介護保険の導入により公費がどのようになるだろうか、現在のものとどういうぐあいに変わるのだろうか、変動するのだろうかとか、その次の手当てはどうなるのだろうかということになりますと、これからの介護保険制度の検討とあわせまして、今後私ども政府部内で審議会の意見も入れながら、また国会での御議論を踏まえながら検討していくことになるかと考えております。

○渡辺孝男君 公的介護保険の方の国の支援というふうなことにしまして、久保大蔵大臣の方からこういうふうな財源でこういうふうにしなさいというふうな何か御意見がありましたらば、お伺いできればと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(久保巨君) 今後いろいろ検討すべき課題だと思っております。

○渡辺孝男君 どうもありがとうございます。少し早いですけれども、以上で質問を終わりたいと思ひます。

○梶原敬義君 ただいま議題となつております平成八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案につきましては、私も賛成の立場でありますので、それを表明し、与えられた時間が十五分以内でありますから、若干はしよった質問になるかと思ひますが、真意を酌んで答弁していただきたいと思います。

私は、財政再建、財政改革に対して、いろいろ口では言うが、大蔵省当局、大臣も一生懸命努力されているのはよくわかりますが、なかなか絶望的というか非常に厳しいのではないかと、このように見ております。

そこで、政府には、こういうことに対応するた
めにかどうか、昭和三十三年に経済基盤強化資金

このため、地方財政法におきましては、いろいろな規定があるわけですが、決算上剰余金を生じた場合は、その二分の一を下らない額は積み立てなければならぬ等の規定を設けまして、財政調整基金の積み立て等による中長期的な

○政府委員（伏屋和彦君） お答え申し上げます。
今委員が言われましたように、昭和六十一年か

ただ、現実の予算編成過程におきまして、全体としての歳出の規模が下方硬直性を有しておりまして、またどうしても拡張的になりやすい傾向があります。一方で巨額の利払い費を支払いつつ、他方で資金を保有しておく余裕は、例えば現在の財政状況でございましてとないわけでございます。一つ、一つの制度論としての考え方はございますが、今直ちに実現させることは難しいんじゃないかと。まず多額の公債発行をできる限り圧縮することが先で、まさに御指摘のような考え方を現実

の議論としてできるような状態にまず持つていかなければならぬという意味での財政健全化の取り組みが求められていると考えております。

○梶原敬義君 あとまだ用意をしておりますが、時間が来ましたのでやめますが、これはこれからまた繰り返すことですから、何度も繰り返したことでこうなっておりますから、ひとつ大臣の方も一緒に検討をしてください。いかがでしょうか。

○委員長(片山虎之助君) 答弁いいですね。

○梶原敬義君 はい。

○吉岡吉典君 私、十年前に議員になって、最初に所属した大蔵委員会を取り上げた最初のテーマがこの特例公債問題でした。途中で大蔵委員会から外れていた時期もありますけれども、この間の特例公債問題を何回取り上げてきたか、ちょっと調べてみようと思いましたが、数え切れないう状況でありました。

昨年度だけでも、当初予算、一次、二次、三次の補正予算、四回特例公債が発行されているという状況であり、大蔵省の文書を見ても、「我が国財政は昭和五十年から十五年間にわたり特例公債に依存し続けてきた」と、こういうふうにかかれていたところなんです。そういうことが続いた結果、財政審の報告では「期限爆弾を抱えた状態」だと。そういう報告を受けながら、今度の予算を見ると、その期限爆弾を一層巨大なものにする予算になっているわけで、これは一体どういうことになるのかと私は思わざるを得ません。

私、最初にこの問題を取り上げたときの速記録をひっくり返して見ましたら、こんなことを言っておりました。一たんこういう道に踏み出したら、要するに特例公債発行ですね、もうちょうど麻薬患者のように途中でやめられなくなってしまう、そういうことを心配するということを、これは九年か十年前の速記録で言っていますけれども、先ほど牛嶋先生からおっしゃったのと同じような不安を表明していたわけです。

この間の速記録もいろいろ読んでみましたけれども、なぜこういう事態になったか。一つ一つにはいろいろな説明がありますけれども、しかし結局は、財政法が「国の歳入は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない」と規定している。これについての軽視があったと私は言わざるを得ないと思うんです。

膨大になった公債残高あるいは公債依存というのをどういうふうにして打開するか、これは大変な仕事でありますけれども、私は考え方としてまず大臣にお伺いしますけれども、やはりこの公債依存というのは抑えなくちゃいかぬ、とりわけ特例公債依存というのは抑えなくちゃいかぬ、これをどう貫くかと。考え方としてその立場に立たない限り打開はないと思うわけでして、その点、私は速記録を読みながら、これは本当に麻薬患者財政だなと思いつながらつての質問を思い出しましたけれども、そういう事態になぜなったんだろうかというところ、あわせて今の点をちょっとお伺いしたいと思います。

○国務大臣(久保亘君) なぜそうなったかということについては非常にいろいろな要因を挙げなければならぬことだと思っておりますが、例えば平成八年度、特例公債法の今御審議をお願いいたしておりますが、こうならざるを得なかったというところは、七十五兆の一般会計予算の中で、実際には国債費十六兆、それからもとと地方財源であるもの、こういうものを全部引いてまいりますと、結局いわゆる一般財源として国が使えるものは、私は多分二十兆を少し超えるだけあるかないかだと思っております。そうすると、結局それで今の国の財政が賄えるかということになれば、これはもうできない。先ほど牛嶋さんが埋めようも無いと言われました。これはこの財政の歳入・歳出両面にわたっての思い切った見直しをやらないう限り私は当分理めようもない状況が繰り返してくると思っております。

八年度の予算に限って、そして特例公債法の御審議をお願い申し上げております立場から申し上げますと、このことなしに財政法の基本を貫けば、平成八年度の予算は編成できないというような事態に立ち至っている。その要因は何かといえれば、これは非常にたくさんある要因があるかと思えます。

なお、私も今は御提案をして御審議をお願いする立場にござりますが、特例公債法は、これはその都度国会にお諮りして、私も国会の側に立ちます場合にはこれを認めてきた責任もござります。これは、その原因も一つでくるといえるのは非常に難しいのだらうと思っております。しかし、この状況をどう克服するかということ、これは私はもう追いつめられたといえれば追いつめられた形で、財政を担当する者、そしてこの財政の方針を予算として審議をいただく国会の側も、今この問題と真剣に取り組むそういう任務を負うに至ったのだと思っております。

○吉岡吉典君 私、九年前だったと思いますけれども、速記録を読んだらこういうことも言っておりました。憲法九条があるのに自衛隊が増強されつつあると。それとこの財政法の規定に反して特例公債がどんどんふえているのと全く同じように日本の法律というのが尊重されていないというところ、速記録を読んでも、そんなことを言ったことを覚えておりませんでしたけれども発見しました。

今おっしゃるいろいろな事情もあると。それからこの間の速記録を読んでも、結局出さざるを得ないんだという説明がずっと繰り返され返り、毎年行われているわけですね。そういう立場に立つ限り、これはやっぱりいつまでたってもなくなる。これはやっぱりやらないものかということに一回立たなければ、これはいつまでも今のが続くと思うんです。政策的に何を縮めるかという議論はいろいろあると思います。この十分じゃ例えは、私どもはここの国会でも、歳出に徹底的なメスを入れなくちゃいかぬと。その一つとして我々が例示したのは、ゼネコン財政の構造に根本的なメスを入れます。それがメスを入れ

ないまま継続しているということと、それから二つ目には、国際的に軍縮が問題になっているときに軍事費の増大が続いていると。とりわけ、こんな世界一の財政危機の国がいわゆる思いやり予算をどんどんふやしている。日本はアメリカよりも国債依存度は倍以上です。そういう国がアメリカにいつまでもこういう思いやり予算を続けなくちゃいかぬということはおかしいと思うんですけれどもね。

そういう問題を含めて、やはり財政法の立場を本当に貫くという立場に立たない限りこの問題の解決はないと思うので、その点で大臣の考えと、具体的な問題としては、償還財源のない文字どおりの赤字公債の発行ですが、こういう赤字公債というのは今後これを初めとしてあり得るのか、これはもう今限りでないと考えるのかどうなのかということ、あわせてお伺いしておきたいと思えます。

○国務大臣(久保亘君) いろいろ政治的な立場、主張がございますから、吉岡さんは吉岡さんのお立場からの御主張があつて、これが財政危機の要因だ、またこれを再建していくための最も重要な柱だという御主張は、それは一つの御見解としてあるんだと私は思います。それぞれ皆さんが今の財政危機の要因をいろいろな角度からお考えになつていらっしゃると思っております。私は、それらのことをぜひ国会でもしっかり御議論をいただいて、私ども行政の立場におります者もこの財政再建の方針をできるだけ速やかに策定をして、また皆様方と御相談を申し上げなければいけないと思っております。

○政府委員(伏見和彦君) 後段の方の御質問にお答えしたいと思えます。今後特例公債を発行し続けるのかどうかということでございますが、来年度以降の予算編成を取り巻きます状況、現時点でこれはまだなかなか見通せないわけですし、したがって来年度以降のことについて明確な答弁を申し上げる段階ではございません。

先ほどから言われております、どうしてこうい

う状況になったかということは、もちろん我が国の事情もござりますが、先進各国ともこれは共通のいわばテーマになっているわけでございまして、成長率の低下とか人口の高齢化とか貯蓄率の低下とか、それから社会福祉等の政府の役割の増大、加えて我が国の場合はいわゆる景気対策、経済対策等でこういう状況に至ったわけでございます。

結局は、九年度以降の中期的な財政事情につきましても、先ほどからも御議論がございますが、財政構造について思い切った見直しが行われないならばこの多額の歳出入のギャップはさらなる年々拡大の一途をたどっていくことになるわけで、そういうおそれが強いということから考えますと、歳出のあらゆる分野について、何度も御答弁申し上げておりますが、やはり徹底した見直しを行っていく必要があると考えておるわけでございします。

○山口哲夫君 四月二十三日の参議院予算委員会では橋本総理が自民党の阿部議員の質問に対してこう答えております。「赤字国債という名の借金をもしこれから先許されるとすれば、それが新たな仕事を生み出したり、新たな収入の道を生み出すための、例えば開業の準備、開店準備の費用であったり、新しい企業を起すための準備であったり、そうした理由が許されるような範囲にこれをとどめながら、云々と言われております。

もともと赤字国債というのは、歳入・歳入のバランスがとれないために、その赤字を埋めるために発行するものでありまして、いわゆる投資的な経費とはちょっと違うのではないかと、新しい収入の道を生み出すために発行できるものとはちょっと性格的に異なるんじゃないかなというふうに思いますが、総理がおっしゃっているこの赤字国債で開業、開店の準備を行うというのはどういうことを意味しているんでしょうか。

○政府委員(伏見和彦君) 御指摘の総理の四月二十三日の御答弁についてでございますが、私ども

としては、この前後を読みますと、赤字国債というものを発行せざるを得なくなった状況、この現在の厳しい財政事情ということと、それから新規産業の創造につながる分野への投資が今後重要であるというようなこととか、後にござりますが、歳出面につきましてはやはりむだを省いていく努力、不要不急の仕事を後に繰り延べてでも仕事に優先順位をつけなければならぬというような点についてお考えを述べられていたというぐあいに受けとめておるわけでございします。

委員御指摘ありましたが、特例公債は、税収及び税外収入等に加えて建設公債を発行してもなお不足する一般会計歳出の財源に充てるために発行されるものでございまして、特定の経費が直接特例公債の発行により賄われている、そういう関係になっているわけではございません。そういうぐあいに理解しております。

○山口哲夫君 そのとおりだと思ふんですね。ですから、赤字国債というのは特定のもののために発行するのじゃないんであつて、総理のおっしゃるような何かに新しく開店、開業するための収入を得るために発行するのじゃないので、何か総理勘違いしていらつしやるんじゃないかなと思ふので、その点よく総理の方に御注意しておいた方がいいんじゃないかと思ひます。私は、何かもう一つ第三の国債でも発行するのかなと思つてこれを読んだときちょっとびっくりしたものですから、あえてお聞きいたしました。

次に、財政再建審議会の設置についてお尋ねしたいと思ひます。

久保大蔵大臣が三月二十八日の当大蔵委員会での私の財政再建に関する質問にこういふふうにご答えております。「今私が省内に要請をいたしておりますのは、具体的に財政再建のために歳入・歳出面にわたつてどのようなことをやるべきか、どういふ目標に向かつて進めるべきか、こういうことについて検討し、その結果をできるだけ早く提出してもらいたい。」、こう答弁しておるんですが、私は、大蔵省の中で幾ら検討してみても抜本的な

財政再建計画というものはなかなかつくれないんじゃないかなというふうに思ふのです。

なぜならば、もし本当にできるとするならば、せつかく平成二年度で赤字国債の発行をしないで済むようになったんですけれども、その後、確かにバブルの影響があつたとはいへ再び十二兆円もの赤字国債を発行するようになるとは、もし大蔵省で本当に財政再建の計画を立てられるのであればそんなことにはならなかつただろうと私は思ふんです。

そこで私は提言するんですけれども、やっぱり総理大臣のもとに歳入・歳出全般にわたつて総合的に議論のできる財政再建のための審議会を設置いたしまして、具体的な財政再建法の策定の諮問をしてはいかげなものだろうか、私はそう考えます。

実は総理大臣は、同じ四月二十三日の参議院の予算委員会と同じ自民党の阿部議員の質問に対してこう答えております。「現在審議会がたかさんありますから、むしろその審議会の連合体、あるいは会長さんたちに集まつてもらい、事務局に集まつてもらつても、壁を越えて議論をしてもらうことを工夫したい。」。財政再建に対して総理がそのような決意を述べておられますだけに、私は、この機会にぜひ総理のもとに財政再建のための総合的な審議会が設けられるような審議会を設けて財政再建に当たるべきだ、こう考えますけれども、大臣のお考えはいかがでしようか。

○國務大臣(久保良彦君) 最初に、私が先回答弁をいたしておりますのは、これは大蔵省の私は当然の任務だと思つて申し上げております。そのことを大蔵省で幾らやっても仕方がないというふうにご否定になりますと、何とも申し上げようがないのであります。今、財政の責任を、行政の責任を負つておられますが、その現状をつぶさに分析をなさすべき道を考えるというのは当然の仕事であり、むしろ義務でもある、私はこう思つて要請をしているのであります。

それから、審議会の問題につきましては、これ

は私が今のような審議会をつくるべきだとかつくるべきでないとか、ここでちょっと申し上げるのは困難であると思ひます。

○山口哲夫君 前に議論をしたときに、大蔵大臣は財政審議会のことについても触れたことがありました。しかし、財政審議会というのは、どちらかというと歳出面を中心として今後財政をどうしていくかということ論議していただく、担当は主計局が中心になっていきます。しかし、歳入をどう図っていくかということになると今度は税制調査会、これはどちらかというと主税局が中心になる。

ところが、歳入だけ議論してもしょうがないんで、これから日本の全体像を見たときに歳出をどういふふうに行つていくかということになれば、これは例えば今一番大きな問題、これから大きな問題になります年金問題なんかを審議する社会保障制度審議会というのがあつたわけです。それは厚生省が担当をする。そのほかはまだ、じゃ全体の財政をどういふふうに向つていくべきなのか、経済全体をどういふ方向に向つていくべきなのか、そういうことになるとこれは経済審議会というのがあるわけです。みんなばらばらに行つていくわけですか。これでは、日本の財政全体をどうしていくのか、特に大蔵省の赤字を持つていくわけですから、この財政再建をどうしていくかということの議論にはならないと思ふんです。

だから、総理がおっしゃる通りに、いろんな審議会があるから、その会長さんにみんな集まつてもらつて大いに議論してもらつた方がいいんじゃないかと直観的に感じた、こう言っているんですね。ですから、やっぱり総理のその発想というのは私は大事にしていくべきものだと思うんです。

そういう意味で、特に財政を担当されている大蔵大臣として、やはり総理自身がそうお考えのようでございますから、御進言されたいかがですか、そういうことについて。

○政府委員(伏見和彦君) 今委員が言われました

点、総理のお話の点と、もう一つ社会保障制度審議会等の多分野にわたる話があるかと思ひますが、一つは、総理が言われました財政について、財政制度審議会それから政府税制調査会、経済審議会、社会保障制度審議会の会長さんたちに集まっていたいで将来を議論していただいたらどうかという意向を持っておられるものと私も承知しております。具体的にどうするかということにつきましては、これは総理府とか内政審議室等において検討されるものと思つておりますが、財政当局としてもどのような対応を考へるか相談、検討してまいりたいと思つてゐるわけです。

いま一つ、先ほど先生の言われた財政がいろいろな多分野にわたるという意味では、財政制度審議会が財政構造改革特別部会を二月に設けてから精力的にやっていたでございまして、もちろんそのメンバーは非常に幅広い方々が参加しておりますが、さらにいゝゆるこの財政構造改革の議論で新しい場を設けるということではなくて、必要に応じて、例えば財政制度審議会と他の審議会との連携をどういうぐあいに図っていくのか、そういうことを図りつつ、財政制度審議会を中心に今精力的にやっていたでございまして、それから、それを御理解いただきたいと思います。

○山口哲夫君 終わります。

○委員長(片山虎之助君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十二分散会